

JINshinbun

2023

5月号

33号

吹き渡る風が心地よい季節になりました。
スタッフのみなさん、いつもお仕事お疲れ様です。
ゴールデンウィーク真っただ中、いかがお過ごしでしょうか？今まではコロナ禍でいろんなイベントが中止になったり、制限がかかったりしていましたが、感染も落ち着き各地でいろんなイベントが再開しているようです。
久しぶりに解放感のある連休ですね。
みなさんも日頃のストレスを発散し、楽しい連休をお過ごしください。



5月5日は『こどもの日』です。

日本では5月5日は『端午の節句』といい、男の子のすこやかな成長と健康を願ってお祝いをする日です。こいのぼりをあげたり、五月人形やかぶとを飾ります。柏餅やちまきを食べてお祝いをします。最近ではおおきなこいのぼりを見ることが少なくなりましたが、観光地や公共の施設などで見かけることがあります。



自動車・バイクを所有されている方へ



ジェイアイエヌのスタッフさんもバイクや自動車通勤されたり、所有される方が多くなりました。

バイクや自動車を所有すると**税金**がかかります。

税額は排気量や車種、用途や年数などで異なります。

自動車税・軽自動車税は毎年、**4月1日時点の所有者に自動的に課せられます**。

友人に譲ったり廃車にした場合、名義変更や登録抹消の手続きをしないと税金がかかり続けるので必ず手続きをしましょう。

5月初旬頃に4月1日時点の所有者に税金の納付書が郵送されます。

納付期限までに納めましょう。**(5月31日期限)**です)

当社ではバイクや自動車を所有する場合、その旨を届け関係書類のコピーの提出と**必ず任意保険の加入**をお願いしています。もし、まだ提出されていない方があれば早急に提出してくださいね。

通勤にバイクや自動車を使用する時は、**派遣先企業様の許可が必要**になります。必要書類を提出の上、ジェイアイエヌに申し出てください。許可がおりるまでは通勤に使用できません。



自転車を利用する方へ



ジェイアイエヌでは入社の際にヘルメットと安全タスキをお渡ししていますが、自転車に乗る時にきちんと着用していますか？

令和5年4月1日より、道路交通法が変わり自転車に乗る際の**ヘルメットの着用が努力義務**となりました。

自転車に乗る人すべてがヘルメットを着用する、という決まりになりました。

罰則はありませんが、自転車の重大事故、死亡事故が増えています。命を守るためにヘルメットを着用しましょう。

自転車は軽車両という扱いになります。規則を守り、事故を起こさないように気を付けて乗ってくださいね。

お子様のいらっしゃるスタッフさんは子供だけで自転車に乗る場合はもちろん、自分の自転車に子供を乗せるときも幼児用シートと子供用のヘルメットを用意してくださいね。

夕方や夜、自転車に乗る時にライトを点けずに走っている人をよく見かけます。

自分の自転車のライトが壊れていないか、きちんと点灯するか確認してください。

無灯火は事故につながります、今一度、点検をお願いします。

必ず、ライトを点けて自転車に乗りましょう。



5月の第二日曜日は『母の日』です。

今年は5月14日ですね。

日本だけではなく、アメリカや中国、カナダ、ドイツも同じ日だそうです。

みなさんもベトナムのお母さんに感謝のメッセージやプレゼントを送ってはどうでしょうか？

日本では赤いカーネーションの花を贈るのが定番です。お母さんだけでなく奥様に贈るのもいいですね。



ゴールデンウィーク休業のお知らせ

4/29～5/5までお休みです。



発行元

株式会社ジェイアイエヌ

〒677-0052 兵庫県西脇市和田町234-2

TEL:0795-22-8088

FAX:0795-22-8085

Jin CO., LTD.

